

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）の運用に関する申し合わせ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（応急対策担当）（以下「甲」という。）及び国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長（以下「乙」という。）及び東京都東部公園緑地事務所長（以下「丙」という。）は、首都直下の地震等災害が発生した時（以下「発災時」という。）における東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）（以下、「有明の丘防災拠点」という。）の運用に必要な事項について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申し合わせは、発災時における有明の丘防災拠点の運用について、同地の被害状況の確認、災害応急活動を利用する場所の確保や有明の丘防災拠点としての業務の実施内容を定め、もって円滑な災害応急対策活動の実施を期することを目的とする。

（適用）

第2条 この申し合わせを適用する範囲は、有明の丘防災拠点全域とする。
2 この申し合わせは、首都直下の地震等災害が発生した直後から、有明の丘防災拠点における緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部（以下「各現地本部」という。）の活動が終了するまでの期間に適用するものとする。

（業務の実施内容）

第3条 甲、乙及び丙は、首都直下地震対策大綱、首都直下地震応急対策活動要領等に基づいて各現地本部及び関係機関が実施する災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、互いに協力をを行うものとし、甲、乙及び丙が主体となって行うべき事項は別表の通りとする。
2 前項の別表に規定する各事項については、甲、乙または丙が対応できない場合、相互に代行又は補完することを妨げるものではない。

（協議）

第4条 この申し合わせに定めない事項又はこの申し合わせに疑義を生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

付則

この申し合わせ中、第3条における「乙」及び「丙」については、「乙に委託された運営事業者」、「丙に委託された指定管理者」にそれぞれ読み換えることができるものとする。

この申し合わせの証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成22年6月30日

甲 内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）

山崎一樹

乙 国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所長

伊藤

亘

丙 東京都 東部公園緑地事務所長

上杉俊和

状況	期区分	業務の焦点	具体的実施事項	実施主体		
				甲	乙	丙
I	東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のいずれかで震度5強以上又は都2・3区域震度5弱以上での地震等発生（上記以外の都道府県において震度5強以上が発生した場合は内閣府の判断により適宜実施する）	緊急災害対策本部及び現地対策本部の設置検討期	現地本部設置の可能性検討に資する情報収集	1. 防災拠点の被災状況確認 1) 本部棟の被害状況確認（建屋亀裂、傾斜、電気・水道の使用可否） 2) ヘリポート・主園路の被害状況確認（地表面の亀裂や液状化の状況） 3) 上記以外の被災状況確認（その他の公園施設・イベント用仮設物等の状況、工事箇所含む） 2. 各門扉・主・副園路等の被災状況確認 3. その他参考事項の確認 1) 来園者及び避難者の状況 2) 公園勤務者の被害状況 3) 協力会社等の被災状況	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
II	首都圏下及び周辺に甚大なる被害の発生	現地対策本部設置決定～開設期	有明の丘防災拠点の早期開設	1. 防災拠点への政府要員等の移動統制 2. 本部機能設置等の詳細点検、可能な範囲の応急措置及び支援部隊等への被害情報の提供協力 3. 緊急災害現地対策本部の開設業務 4. 抱点活動の準備 4. 抱点活動の準備 1) 危険区域の表示等の安全対策 2) 各門扉の閉鎖 3) 公園内への立ち入り規制のための連絡 5. 園内整理 イベント実施者等に対する指示及び来園者等の公園外への避難誘導	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
III	同 上	防災拠点の維持・運営期	災害応急対策活動の円滑な実施	1. 緊急災害現地対策本部業務の遂行 1) 防災拠点の使用統制 2) 防災拠点使用機関等の行動把握及び所要の統制 3) 防災拠点周辺上空の航空運用統制 4) 東扇島コントロールセンターの統制 2. 本部棟の運営及びそのための拠点の使用に関する調整	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎

甲 内閣府（防災担当）・緊急災害現地対策本部	状況Iにおいて、休日・夜間等この職員不在時は、甲及び乙が委託する警備員が被災状況を確認して甲及び乙へ報告するものとし、報告内容等の詳細については警備員業務マニュアルによる。
乙 国土交通省関東地方整備局 国営公園事務所及び運営事業者	
丙 東京都東部公園緑地事務所及び指定管理者	

凡例

甲 内閣府（防災担当）・緊急災害現地対策本部	例
乙 国土交通省関東地方整備局 国営公園事務所及び運営事業者	
丙 東京都東部公園緑地事務所及び指定管理者	

備考